



居宅の特定事業所加算の新要件、 「ヤングケアラーなどの研修」提案—厚労省

厚生労働省は、居宅介護支援の特定事業所加算の要件を変更する案を、2024年度の介護報酬改定を議論する社会保障審議会介護給付費分科会に提示した。ヤングケアラーや障害者への支援など、介護保険制度以外の多様な課題に対応するための事例検討会の実施や研修を同加算のすべての区分の要件とすることなどが提案されている。

ケアマネジャーは、ヤングケアラーや障害者など、介護保険制度だけでは解決できない課題を抱えた人と向き合う機会も少なくない。こうした現実を踏まえ、2024年4月に施行される法定研修のカリキュラムでは、介護保険以外の領域を学習するための科目が拡充された。さらに法定研修修了後も法定外研修やOJTなどで学習を継続していくことも求められている。

厚労省が提案した特定事業所加算の要件の変更は、こうした取り組みの一環だ。具体的には、同加算の4区分のすべての要件となっている「地域包括支援センターなどが実施する事例検討会などに参加していること」を、次の内容に改めることを提案している。

「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」

■「運営基準減算で加算取り消し」は撤廃へ

また24年度4月から、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定や地域包括支援センターの総合相談支援事業の委託を受けられるようになる。この改正を踏まえ、主任ケアマネやケアマネの専従に関する要件の緩和も提案された。具体的には、主任ケアマネやケアマネが居宅介護支援に関する業務と介護予防支援や総合相談支援事業に関する業務を兼務しても、特定事業所加算は算定できるよう要件を緩和としている。

さらに現行制度では、運営基準減算に該当したケースが一つでもあれば、その月は全利用者について特定事業所加算の算定はできなくなるが、厚労省はこの方針を撤廃する案を示した。事業者の確認作業の負担の大きさに配慮した提案で、事業者からもその撤廃を求める声が上がっていた。

これらの提案に対し、同分科会の委員から強い反対意見はなかった。

ケアマネジメントオンライン 2023/11/09 16:40 配信より 引用